

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第152回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年1月29日（水）10時02分～11時22分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村 暢史、
西村 真由美、藤井 威生、三友 仁志、森 亮二

（以上8名）

（2）総務省

湯本総合通信基盤局長、大村総合通信基盤局電気通信事業部長、
五十嵐電気通信技術システム課長、柴田電気通信技術システム課企画官、
吉田電気通信技術システム課課長補佐、
大塚安全・信頼性対策課長、野田安全信頼性対策課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
望月基盤整備促進課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

ア 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案について【諮問第318
9号】

イ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算

定等規則案等について【諮問第 3 1 9 0 号】

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法第 108 条第 1 項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同法第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について【諮問第 3 1 9 3 号】

イ 基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について【諮問第 3 1 9 4 号】

ウ 事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正について【諮問第 3 1 9 5 号】

開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 委員の皆様、おはようございます。事務局の坂平です。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は出席委員の予定は9名ですが、今1名遅れておりまして、現時点で8名の参加ということになっておりますが、定足数は満たしておりますので、定刻にもなりましたので、電気通信事業部会の第152回を開催したいと思います。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第152回を開催いたします。

本日は、Web会議を開催しており、委員9名のうち、現在のところ8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。Web会議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日は答申事項2件、諮問事項3件でございます。長丁場になるかと存じますが、よろしくお付き合いくださいませ。

議 題

(1) 答申事項

ア 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案について【諮問第3189号】

○山下部会長 初めに、諮問第3189号、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案について審議いたします。

本件は、昨年１１月２０日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、１１月２１日木曜日から１２月２０日金曜日までの間、総務省において意見募集を実施しました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○野田安全・信頼性対策課課長補佐 皆様、おはようございます。総合通信基盤局安全・信頼性対策課、野田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。

初めに、事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案、資料１５２－１について御説明いたします。資料の７ページ目をお開きください。概要資料の３ポツ目でございます。

能登半島地震による通信サービスの被害状況や復旧の取組などを踏まえまして、情報通信審議会ＩＰネットワーク設備委員会で、大規模災害発生時における通信サービスの維持・早期復旧のために今後取り組むべき対応の方向性について審議を実施したところでございます。昨年１１月１２日に基地局などのさらなる強靱化や応急復旧体制の強化に取り組むべきなどの答申をいただきまして、これを踏まえて所要の規定の整備を実施するものでございます。

次、８ページ目を御覧ください。諮問事項の事業用電気通信設備規則の一部改正でございます。

簡単に申しますと、災害対策基本法で「市」と同等とみなされております東京都の特別区がございますけれども、こちらは、ほかの市町村と同様に災害対策活動の拠点となりますけれども、特別区の区役所をカバーする基地局などの停電対策などについては、現時点で規律が存在しなかったところでございます。このため、東京都の特別区の区役所をカバーする携帯電話基地局などについて、都道府県庁や市町村役場などと同等の停電対策及び伝送路冗長化対策を求めるというものでございます。

下の赤い囲みでございますけれども、現在、こちらの省令には、「都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎」というものの定義として「都道府県庁等」という言葉がありますけれども、こちらに特別区の区役所を追加しまして、それによって、市町村と並びで区も、停電対策の実施ですとか予備の電気通信回線を設置するといった規律がかけられるというものでございます。

赤枠の下のところでございますが、この省令の改正によって、別に情報通信ネット

ワーク安全・信頼性基準という告示がございますけれども、こちらはこの省令の定義を引っ張って「都道府県庁等」という記載がございますけれども、こちらはこの省令の改正の効果によって、特別区の区役所が告示においても追加されるというものでございます。

次の9ページを御覧ください。ただいまの、諮問対象外ではございますけれども、その告示について簡単に触れさせていただきます。

こちらの告示を改正することによって、これまで離島の市区町村をカバーする携帯電話基地局などについて規律があったんですけれども、同じように半島地域を追加すると。また、これまで、国の行政機関や国の地方行政機関には規律がなかったんですけれども、これについても追加することによって、国の行政機関、国の地方行政機関についても、72時間の停電対策を推奨するという規定が追加されることとなります。

またその下、応急復旧機材の展開に関する計画の策定ですとか、被災した施設の復旧に当たっての優先度を含めて、復旧活動の調整方法についての検討というものについても、この告示の中で規定したいと考えております。

10ページ目を御覧ください。スケジュールでございます。先ほど触れられましたとおり、昨年11月20日に諮問をさせていただき、その後、総務省において、諮問対象の省令と諮問対象外の告示を併せましてパブリックコメントを実施させていただき、本日、電気通信事業部会の御答申をいただきたいと思いますと考えてございます。

今申し上げたパブリックコメントについて触れさせていただきます。戻って大変恐縮なんですけれども、2ページ目を御覧ください。パブコメにつきましては、意見を4件いただいております。うち1件は事業者さん、楽天モバイルさんからいただいております。残りの3件については個人の方から頂戴した意見となります。

3ページ目を御覧ください。意見が4件提出されましたけれども、先に申し上げますと、いずれも今回の省令の改正について触れられた意見ではございませんでしたので、いずれも意見募集の対象外ではございますけれども、そのうち2件については、一部参考となる事項もありましたので、参考にさせていただくというような回答とさせていただいております。

詳細を申し上げます。1番目、楽天モバイルさんの意見でございます。意見の概要ですけれども、事業者がネットワークに対して投資できる予算は限られていると。5G回

線を含むネットワークの稠密化・高度化などの投資については事業者の自助努力や事業者間の競争の中で実現されるべきであるが、災害等の有事に備えた対応にこれまでの枠組みで取り組むのは困難です。そのために、強靱化等のための投資については、国による積極的な資金援助等を強く要望するというものでございます。

これに対する総務省の考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本件は省令についての意見募集を実施するものであることから、いただいた意見は対象外であるということで、今後の参考とさせていただきます。

その下、なお書きとしましては、設備規則や安全・信頼性基準において、電気通信設備に対する停電や大規模災害への対策について、事業者が取るべき義務や努力義務が規定されています。事業者においてはこういった規定を踏まえて、都道府県庁等の重要な施設をカバーする基地局の強靱化等の取組を進めることが求められるところです。他方で、こうした取組は電気通信事業者の収益の増加や費用の削減につながらず、むしろ県庁等をはじめとする災害対応機関等の活動に資するものであることなどを踏まえまして、今般、総務省では、携帯電話基地局の強靱化に対する補助ですとか応急復旧機材の整備に対する補助を、令和7年度当初予算案や令和6年度補正予算に盛り込んだところですよというふうに結ばせていただいております。

続いて、2番の意見、個人の方からの意見でございます。楽天モバイルに付与されているプラチナバンドが他社に比べて極端に狭いと。災害時の通信格差を是正すべきだという御意見でございます。これに対する考え方でございますけれども、本件は省令の一部を改正するものについて意見募集を実施するものであるところ、いただいた御意見は意見募集の対象外であることから、今後の参考とさせていただくというふうに結んでおります。

3番と4番の御意見については、本件と全く関係のない意見でございましたので、考え方としまして、省令案についての意見募集を実施するものであるので、いただいた御意見は本意見募集の対象外ですというところでとどめております。

以上が、パブコメに寄せられた意見及び考え方でございます。

以上を踏まえまして、1ページ目の答申書（案）を御覧ください。案でございますけれども、記書きの1番のとおり、事業用電気通信設備規則の一部の改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められると。また2番として、本件について総務省が実施した意見募集に関し、提出された意見に対する別添の総務省の考え方については

適当と認められるというふうに結ばせていただいております。

行ったり来たりで大変恐縮ですけれども、10ページ目にお戻りください。本日の答申を今申し上げたとおりいただきましたなら、今後は、年度内、なるべく2月中に、速やかに省令・告示の改正作業を実施したいと考えてございます。

以上で本件の御説明を終了します。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

それでは、特に御意見はございませんようですので、諮問第3189号については、お手元の答申案のとおり答申したいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等について【諮問第3190号】

○山下部会長 続きまして、諮問第3190号、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等について審議いたします。

本件は、昨年12月11日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、令和6年12月12日木曜日から、令和7年1月15日水曜日までの間、総務省において意見募集を実施しました。

それらの結果を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、ユニバーサルサービス委員会の関口主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、関口主査、よろしくお願いいたします。

○関口ユニバーサルサービス委員会主査 ユニバーサルサービス委員会主査の関口でございます。

諮問第3190号の第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等について、ユニバーサルサービス委員会における調査・検討の結

果を御報告申し上げます。

ただいま御説明がございましたように、昨年12月11日の第150回電気通信事業部会での御審議の翌日、12月12日から1月15日まで35日間の意見募集を行い、法人、団体から7件の御意見を頂戴いたしました。このうち諮問事項に関するものは3件でございました。これらに対する考え方と省令案の修正について、先週23日に開催いたしましたユニバーサルサービス委員会において検討を行い、委員会としての考え方を報告書として整理いたしました。お手元の資料152-2の1ページ目に報告書がございます。

この報告書、1では、諮問事項について寄せられた御意見に対する考え方については、別紙1で適当である旨整理いたしました。報告書の2では、これらの御意見を踏まえて、省令案を一部修正するとともに、必要な技術的修正も加えた上で、本日の会議資料の16ページ以降にございます別紙2、それから、94ページ以降にございます別紙3のとおりで、修正省令案は適当である旨整理をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。資料の詳細につきましては、事務局から説明させていただきます。

○大堀基盤整備促進課企画官　総務省基盤整備促進課の大堀でございます。今、関口主査から御説明がございました資料152-2の別紙1と別紙2、3について御説明申し上げます。

まず、2ページ目、横置きにして右上に別紙1と書かれた資料を御覧ください。35日間のパブリックコメントで寄せられた7件の御意見のうち、右側に記載しております必要的諮問事項以外の御意見については総務省において回答いたしますので、本日は、左側の必要的諮問事項としてお諮りした新規省令案などに関する御意見について、御説明申し上げます。

2枚おめくりいただきまして、右下に四角囲みで3と書かれているページ、右下3ページ目と呼ばせていただきますが、こちらを御覧ください。御覧いただいている表の左側に今回頂戴しました御意見をそのまま引用し、便宜通し番号を（意見1）、（意見2）のように振りました。それぞれに対応して、右側にはその御意見に対する考え方を記載しております。

まず、省令案の修正につながる御意見について御説明します。右下4ページ目を御覧ください。（意見6）及び（意見7）は、未整備地域と公設地域の施行規則上の根拠条

文が逆になっていることを御指摘いただいたものになります。そのとおりでございますので、右側に記載のとおり、黄緑色の部分と青色の部分を入れ替える等の修正をさせていただきますと思います。

次に、右下6ページ目を御覧ください。（意見11）は、自治体所有の光ファイバを譲り受ける予定日が年度途中で変更になった場合に、その変更先の日程が原価算定の2年後であり、その前に、毎年8月に行われる予定の原価届出があるような場合の整理が必要だとする御意見であります。これについては御指摘のとおりですので、条文を修正し、右下7ページ目の冒頭の下線部にありますとおり、「又はその翌事業年度」との文言を追加するとともに、但し書きで、毎年8月の原価届出が間に合うのであれば、その届出に依拠して譲受け後の第二種交付金の額を算定する旨、明記させていただきたいと思えます。

次に、（意見12）は、今回改正する報告規則に基づき事業者に御報告いただく内容には、L2接続によるものも含まれているはずであり、卸に限定した原案を修正すべきとの御意見であり、こちらも御指摘のとおりでございます。右側の下線部にありますとおり、原案で「卸電気通信役務の回線数」と特定していた文言を削除し、「一次MVNOに提供する回線数」として、卸に限定しない書きぶりに修正することとさせていただきたいと思えます。

以上が修正につながる御意見でございました。

これ以外は、御賛同の御意見や、その他貴重な御見解や御懸念の表明、あるいは、今後の制度見直しや運用の際の重要な視点を御提供いただいたものなどでありまして、総務省においてそれぞれ参考とする旨、まとめてございます。これらの具体的な御意見の内容と、それらに対する個別の考え方につきましては、記載のとおりとなります。

続いて、先ほど関口主査から御紹介いただきました修正後の省令案になります。お手元の資料、縦置き中央下16ページ目から、別紙2といたしまして、今回、諮問時に提示しパブリックコメントに付した新規省令案に対して、赤字の見え消し修正を加えたものを付けてございます。同様に、縦置き中央下94ページ目から、別紙3といたしまして、一部改正省令案に対して赤字の見え消し修正を加えたものを続けさせていただいております。なお、これらにつきましては、パブリックコメント開始以降に事務局で行ってきた修辭上の修正も盛り込ませていただいておりますことを申し添えます。

事務局からの説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などございましたら、チャット機能にてお知らせください。いかがでしょうか。

私の感想めいたことを申しますと、このようにパブリックコメントを行うことによって、もちろん重大な修正でもございますけれども、修正の事項が生じるということは、今後の透明性、あるいは正確性のために非常に意義のあることだったんだなと思いました。見つけてくださった方々にも感謝を申し上げたいと思います。

三友委員、お願いいたします。

○三友委員 三友です。今、部会長がおっしゃったとおりでありまして、今回のパブコメでは、見落としがちなところだった点も含め、重要な御指摘もいただきまして、非常に前向きといいますか、建設的な御意見をいただいたのではないかと思います。このブロードバンドユニバに関する議論に関しまして、私も参加しておりましたけれども、非常に長く、かつ細かい点まで検討いただきまして、そして、こうして形になったわけです。その間の努力を皆さんが感じて、認めていただいたのではないかなと思っております。

今後、実際にこの制度が施行されていくことになりますが、ブロードバンドに関しましては技術が固定的なものではございませんので、その意味では、技術の変化、あるいは様々な状況の変化に応じて、柔軟に見直すということもあろうかと思います。ひとまずこのような形でまとまりましたことに関しましては、関係の皆様の御尽力に感謝したいと思います。

私からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、事務局から何かお返事などございますでしょうか。

○大堀基盤整備促進課企画官 三友先生、ありがとうございます。引き続き、よりよい制度になっていくように議論を継続させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、諮問第3190号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法第108条第1項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について【諮問第3193号】

○山下部会長 続きまして、諮問事項に移ります。諮問第3193号、電気通信事業法第108条第1項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について、総務省から説明をお願いいたします。

○大堀基盤整備促進課企画官 総務省基盤整備促進課の大堀でございます。諮問第3193号について御説明申し上げます。資料152-3を御覧ください。

まず、1ページ目、諮問書でございます。この諮問は、2つの事業者の指定についてお諮りするものでございます。電気通信事業法上、適格電気通信事業者と呼ばれるものには2種類ございます。いわゆる電話のユニバーサルサービスに関わるものと、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスに関わるものです。前者の電話ユニバに関するものが第一種と呼ばれ、後者のBBユニバに関するものが第二種と呼ばれます。今般、第一種については対象役務の追加の申請が、第二種については新規の事業者の申請がそれぞれ出てまいりました。事務局でそれぞれの申請を審査しました結果、基準を満たしていることから、総務大臣の指定を行いたいと考えておりますので、このことについて、電気通信事業法第169条第1号を根拠として諮問するものになります。

次のページから、それぞれの申請とその審査の概要などを御説明申し上げます。2ページ目、申請概要と書かれた資料を御覧ください。まず、電話ユニバの第一種適格電気通信事業者の指定の申請について御説明申し上げます。

こちらは、既にNTT東日本及びNTT西日本が適格事業者指定されておりますが、今般、御覧のページの一番下、なお書きの部分にありますとおり、新たに昨年4月からワイヤレス固定電話サービスを始めたので、これを含めた形で第一種適格電気通信事業者指定してほしいと申請があったものになります。このような形で指定した場合には、

早ければ今年の秋の情郵審にお諮りする電話ユニバの交付金の算定から、ワイヤレス固定電話を含めた形で原価を計算することになります。

そこで、指定の基準でございます。3ページ目を御覧ください。指定の基準は3つございます。

1つ目として、(1) 電話ユニバの収支状況を公表している必要がございます。NTT東西ともに公表していることを確認しております。

次に、4ページ目を御覧ください。2つ目として、(2) ア、NTT東西の業務区域、すなわち47都道府県において、加入電話等のサービスを提供することが可能な世帯数が100%であることになります。これも基準を満たしております。

最後に3つ目として、イ、第一種公衆電話機について、総務省の基準に基づき設置され、かつ都道府県ごとの設置台数が平成17年総務省告示で定める台数基準を満たしている必要があり、これも次のページの5ページ目の表のとおり、満たしているところでございます。

よって、事務局としては、NTT東西をその申請のとおり指定してよろしいのではないかと考えます。

次に、6ページ目、BBユニバの第二種適格電気通信事業者の指定の申請について御説明申し上げます。こちらは、今回新規にNTT東西と株式会社ZTVの3事業者が第二種適格電気通信事業者に指定してほしいと申請をしてきたものになります。

指定の基準は、中ほど4番目から始まる部分に記載のあるとおりでございまして、3つございます。

1つ目としまして、(1) BBユニバの収支表を公表していること。3社ともに公表していることを確認しております。

次に、7ページ目を御覧ください。2つ目、(2) 各社の業務範囲に特別支援区域が含まれている場合には、担当支援区域に指定されておらずとも、まずは全ての特別支援区域について、特別支援区域整備役務提供計画書を作成し、公表している必要がございます。こちらも、ホームページ上で各社ともにこの計画書を公表していることを確認しております。

最後に、3つ目としまして、申請各社の業務範囲に、まだ誰も担当支援区域としていない区域が含まれ、かつ一般支援区域では世帯カバー率50%を超え、特別支援区域では世帯カバー率10%を超えている町字が1つでも存在している必要がございます。こ

ちらについても、3社とも基準を満たしているということを確認しております。

なお、御参考ではございますが、今回、第二種適格電気通信事業者に指定することについて御答申をいただいた場合に、それぞれの事業者に同時に受け持っていただく支援区域、担当支援区域と呼んでおりますが、これを指定することになります。それは事業者の業務展開エリアに鑑みて半自動的に決まってまいりますので、必要的諮問事項とはなっておりませんけれども、今回、参考資料という形で、お手元資料の13ページ目以降に参考資料2-1、参考資料2-2として添付をさせていただいております。

最後に、今後のスケジュール感を御説明させていただきたく、12ページ目を御覧ください。本日1月29日に諮問させていただき、任意のパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえた再度の御審議をいただいた上で、3月中に適格電気通信事業者の指定について御答申をいただくことを希望いたします。

その後でございますが、想定ですが、BBユニバの第二種適格電気通信事業者の指定については、3月末までに実施することを考えております。一方で、電話ユニバの第一種適格電気通信事業者の指定については、先ほど、1つ前の議題で御答申いただきました改正省令案の中に、内容変更は含まないのですが、電話ユニバ制度についての関連規定の整備のための規定が含まれておりまして、この施行を4月1日としておりますことから、4月1日以降に、その改正後の規定を根拠に実施したいと思っております。

事務局からの説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

大谷部会長代理、お願いいたします。

○大谷部会長代理 大谷でございます。事務局におかれましては、非常に大部の資料、特に公開されている会計関係の情報なども含めて御確認いただきまして、この御努力に感謝申し上げたいと思います。

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域のリスト案についても確認をさせていただいて、知っている地名ですとか、それから、地域のバランスなど、改めて確認させていただいたところ、非常に細かいことで恐縮ですが、全体にKEYCODEというのが付されておりまして、このKEYCODEというのは事業者がそれぞれに付しているコードなのか、それとも、全体の事務を統括する中で付与している記号なのか、その付け方

などのルールについて教えていただければと思っております。

今後こういったKEYCODEを中心に、その更新の状況ですとか異動の状況などを確認することと思っております。できるだけ簡素にとっても難しいと思いますが、今後の事務を効率的に進めるために、こういったコード類をどういうふうに扱っていくのかに関心がございます、お尋ねする次第です。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、総務省のほうからお願いいたします。

○大堀基盤整備促進課企画官 大谷先生、御質問ありがとうございます。端的に申し上げますと、直近の国勢調査で用いたコードがKEYCODEになりますので、今回は令和2年国勢調査になります。ただ、令和7年、今年、国勢調査があると承知しておりますので、その結果が出た暁には、またこのKEYCODEは変わってくるものと考えております。

ただし、このKEYCODE、いつもいつも変わってしまうわけにまいりません。ですので、毎年6月末までに出していただくこととしていた回線規模報告、今回の省令改正案について先ほど御答申いただきましたので、省令改正後は8月末までに各事業者に出していただくことになりますその回線規模報告を提出していただく前の段階で、我々総務省のホームページに全23万町字のそれぞれの名前とKEYCODEを付したものを公表しまして、それに基づいて事業者が回線規模を報告していただくことになります。KEYCODE自体は国勢調査に基づくものであり、かつ事業者と我々総務省とで一致して利用するものになっているということになります。

以上になります。

○大谷部会長代理 御説明ありがとうございました。国勢調査のコードということで、今後変わっていくものの、その異動の状況については事業者も含めて公表して、一貫性というか、漏れのないように管理されていくということにつきまして、理解した次第です。回線規模報告を受ける上で必要なものですので、これが変わらずにいくということも、国土の在り方が変わっていく中で難しいとは思いますが、コードの管理方法などについても何か工夫ができないかということをお自身の課題としても感じながら、今後の施策について引き続き検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、西村真由美委員と三友委員から挙手いただいておりますので、先に西村委員、お願

いいいたします。

○西村（真）委員　全相協の西村です。ＢＢユニバについては、どのように実現するのか非常に楽しみに思っておりまして、だんだん様子が分かってきて、何というか、とても期待しているところです。ＢＢユニバは、結局ＮＴＴ東西さんが担われるのかなと素人考えで思っていたんですが、ＺＴＶさんが適格事業者として名のりを上げてくださったというので、こういう形でいろんな地域密着の事業者さんが参加されるというのも、大変いいことかなと思っています。

あと、ちょっと細かい質問で恐縮なんですけど、ＺＴＶとＮＴＴ西の担当区域分けというのは、一応お示しはされていますが、何か区分に当たってお考えになった基準とかがあれば、お教えいただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございました。それでは、三友委員から先にお話をいただいて、まとめてお答えいただければと思います。それでよろしゅうございますでしょうか。

○三友委員　はい、分かりました。今、西村委員がおっしゃったように、ケーブルテレビ会社も手を挙げていただいたということで、そういう意味では、地域のサービスを地域の事業者が提供するという側面も残されているのかと思います。

ただ、より多くの事業者が手を挙げるような形になればいいなとは個人的には思います。今回のこの制度は、もちろんこれでもう形ができているので、これでいいと思うんですけども、今後のことを考えたときに、やはり規制の手間といいますか、一般的に言う規制のコストというものも考えていかなければいけないのだろうと思います。

２３万町字という非常に細かい区分で、今回、区域分けができているわけですが、この数を残すか残さないかというのも、今後の一つの課題だと思います。将来的には、もう少し大まかな単位でくくっていくとか、あるいは、集計においてはＡＩのようなものを活用していくとか、何らかの形で規制のコストを下げていかないと、これは大変だと思うんですね。毎回この集計をするとなると、事業者は、それぞれ各地域を都度調べなきゃいけないということになりますけど、これは非常に大変であると感じるわけです。もちろん今回のこの制度については特に何も申しませんが、将来の方向として、いわゆる規制のコストを下げていくような方向性も、ぜひ考慮していただければと思います。

私からの意見は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、貴重な御意見と、それから、御質問も西村真由美委員からいただいていますので、事務局のほうからお答えをお願いいたします。

○大堀基盤整備促進課企画官 御質問等ありがとうございます。

まず、西村先生の御質問でございます。特別支援区域というものがございまして、特に不採算なエリアとなっております。なかなか事業者が整備をしづらい赤字区域ということになっておりますので、そのような中で、業務展開エリアが重複するということはほとんどないのではないかと考えておりますが、N T T西日本、Z T Vの区分けを我々が恣意的に何かをしたというよりは、半自動的に決まってきたというところになっております。

今後の方針といたしましても、同一の支援区域で業務を展開している複数の事業者が同時に第二種適格電気通信事業者の申請をしてきた場合には、世帯カバー率のより大きい事業者のほうを選ぶなど、よく状況を精査した上で、総務大臣の指定をしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目、三友先生の御意見でございます。先ほども御回答申し上げましたとおり、情報通信審議会やコスト算定等研究会等々を通じまして、我々も引き続き行政コスト、規制コストを下げる努力といったものも考えていかないといけない。そういったことも含めて、よりよい制度になるように引き続き議論を積み上げていきたいと思っているところでございます。引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございました。

いろいろと質問、御意見、ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集の期間は1月30日木曜日から2月28日金曜日までといたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

イ 基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について【諮問第3194号】

○山下部会長　　続きまして、諮問 3 1 9 4 号、基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可について、総務省から説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐　　引き続き、総務省総合通信基盤局基盤整備促進課から、諮問第 3 1 9 4 号について御説明申し上げます。資料 1 5 2 - 4 を御覧ください。本件は、基礎的電気通信役務支援業務規程の変更の認可についての諮問でございまして、主にブロードバンドのユニバーサルサービスに関する内容となります。

1 枚おめくりいただきまして、1 ページ目の諮問書を御覧ください。電気通信事業法上、ユニバーサルサービスの交付金は、電話につきましてもブロードバンドにつきましても、総務大臣が指定いたします基礎的電気通信役務支援機関がその額を算定し、総務大臣の認可を受けることとされております。この支援機関は、交付金の交付のほか、負担金の徴収などの支援業務を行うこととされておまして、また、この支援業務の実施に当たりましては支援業務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

今般、支援機関として指定されております一般社団法人電気通信事業者協会から、令和 7 年 1 月 2 1 日付で、この支援業務規程の変更について認可の申請がございまして、事務局でこれを審査したところ、法令の規定に適合しているものと認められますことから、総務大臣の認可をしたいと考えておりますので、このことについて、電気通信事業法第 1 6 9 条第 1 号の規定により諮問をさせていただくというものになります。

次のページから申請の概要と、その審査の概要などを御説明申し上げます。1 枚おめくりいただいて、2 ページ目の申請の概要を御覧いただければと思います。1、2、3 とある 3 の下、上下の真ん中あたりにございます鍵括弧の主な変更内容を御覧いただければと思います。

今般の変更の認可申請は、主に令和 5 年 6 月 1 6 日に施行されました電気通信事業法の一部を改正する法律によりまして、支援機関の支援業務として、電話のユニバーサルサービスに関する業務に加えましてブロードバンドのユニバーサルサービスに関する業務が追加されたことを受けた内容になります。具体的には、今後、ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る支援業務を開始するため、支援機関の業務としてこれを追加するとともに、ブロードバンドのユニバーサルサービスに関する事務を行う室、室長を設置し、専任の職員を配置するというものになってございます。

また、支援機関に置かれる支援業務諮問委員会の審議事項に、このブロードバンドのユニバーサルサービスに関する事項を追加する、また、支援機関の経理を電話のユニバーサルサービスとブロードバンドのユニバーサルサービスで区分をするといった規定を追加するものとなります。

このほか、電話のユニバーサルサービスに関する省令の改正に伴う規定の整備ですとか、デジタル化対応を踏まえまして、書類の事務所への備え置き規定の削除、こういったものを行うものとなってございます。

具体的な変更の箇所は、6 ページから 17 ページまでに新旧対照表の形で掲載しております。具体の説明は割愛させていただきますが、こちらを御覧いただければと思います。

なお、先ほど申し上げました諮問第 3190 号、御答申いただけることになりましたブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金の算定方法等を定める省令が施行される後になりますと、詳細な規定が明確化されますので、支援機関においては、今回の変更に加えまして、さらに交付金の算定方法等の具体的な規定を支援業務規程に追加するために、変更の認可申請を新年度に改めて行う予定でもあると聞いております。

では、次に、この申請に対する審査の概要について御説明申し上げます。1 枚おめくりいただきまして、3 ページを御覧ください。

電話のユニバーサルサービスの交付金の算定方法を定めております現在の省令の第 34 条というところに、支援機関が総務大臣の認可を受ける支援業務規程に定めるべき記載事項というものが列挙されております。今般の支援業務規程の変更は、いずれもこれらの記載事項として適当なものであると認められることから、申請のとおり認可することが適当と認められるとさせていただいております。

具体的には、今般の変更は、審査事項で申し上げますと、この表の中のまず 3、4、5、次のページの 7、9、10 に関するものとなります。例えばブロードバンドのユニバーサルサービスに関する事務を行う室の設置、こちらについては、1 ページお戻りいただいて、この 3 の支援業務の実施の方法に関する事項として、また、電話のユニバーサルサービスに関する事務とブロードバンドのユニバーサルサービスに関する事務の区分経理、こちらにつきましては、次のページにあります 10 のその他の支援業務の実施に関し必要な事項として適当なものであると認められると考えております。

事務局からの説明は以上になります。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

それでは、森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。大変細かいことで、また事前に伺っておけばよかったようなことなんですけれども、今回の変更、支援業務の追加ということは、これは当然に当初から想定されていたものなんでしょうか。それとも、事情の変更によるものなんでしょうか。想定されていたものなのではないかと考えますが、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○山下部会長 では、お願いします。

○望月基盤整備促進課課長補佐 事務局でございます。そういう意味では、法改正がされた時点で、内容の詳細はともかく、変更しなければならないということは予想されていたものと理解をしております。

○森委員 ありがとうございました。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見等ございませんようでしたら、諮問第3194号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

ウ 事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3195号】

○山下部会長 続いて、諮問第3195号、事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○吉田電気通信技術システム課課長補佐 ありがとうございます。総務省電気通信技術システム課課長補佐の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料152-5を用いまして、本件の概要を御説明させていただきたいと

存じます。本件は、事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の改正について、諮問第3195号でございます。

1 ページ飛んでいただきまして、こちらが概要の表紙となります。サブタイトルがございますが、非常時における携帯電話サービスの事業者間ローミング等に関する電気通信設備に係る技術的条件に関する内容となります。

1 ページを御覧ください。こちらは改正の背景となっております。上の枠でございますが、自然災害や通信障害等の非常時におきましても、携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用できる非常時事業者間ローミングの実現に向けまして、令和4年9月から非常時における事業者間ローミング等に関する検討会を開催してきたところでございます。

そして、昨年8月に、検討結果に基づく技術基準の整備など、政策決定に係る議論が深まるということで、検討の場を情報通信審議会に移行しまして、昨年12月に端末設備の技術基準等を一部答申いただきました。この内容を本日、諮問させていただく形になります。

引き続きまして、令和7年度末頃の導入を目指しまして、技術的な検討・検証等を推進しているところでございます。

左下がそのイメージとなっております。左側の赤字の被災事業者において、携帯電話基地局等の損傷・故障が生じた場合、被災事業者の利用者を、右側、青字の救済事業者の非常時ローミングによって救済するという内容となっております。右下の枠内にありますとおり、緊急通報に占める携帯電話からの通報割合は、一番下の四角ですが、全体で約66%と高い割合となっております。さらに増加傾向となっていることも踏まえまして、この実現が期待されているところでございます。

2 ページを御覧ください。これまでの検討状況でございます。上の枠ですが、検討をスタートしてから、令和4年11月に第1次報告書、令和5年6月に第2次報告書、そして、昨年5月に第3次報告書を公表してまいりました。非常時ローミングには、中ほどにポツが2つありますが、フルローミング方式と緊急通報のみ方式の2つの方式がございます。フルローミング方式は、自然災害などで携帯電話基地局が使用できない場合を想定するもの、また緊急通報のみ方式は、大規模な通信障害などコアネットワークの機能に障害が生じた場合を想定するものとなっております。各方式については、後ほど御説明させていただければと考えております。

その下に参考として記載させていただいている内容は、昨年1月の能登半島地震におきまして、この非常時ローミングが仮に発動されていたと仮定した場合に、下の地図にあるような救済効果が見込まれたということを示しております。このように非常時ローミングの重要性が示されたことも踏まえまして、関係者において、令和7年度末頃の導入に向けて精力的に検討してきたところでございます。

3ページを御覧ください。こちらは、昨年12月にいただきました情通審一部答申の概要でございます。左下の枠が一部答申の構成となっております、ローマ数字のⅣ、検討結果の第2章が本体になります。2.1のシリーズが端末設備に関する内容でございます、また、2.2がネットワーク設備に関する内容となっております。

その右側が、端末設備に関する追加機能要件の概要となっております。記載にあるとおり、①の非常時事業者間ローミングの機能として欠かせないものであること、また、②の救済網へ過大な負荷を与えるものでないこと、この2つの観点から検討しまして、下の表の#1から#9までの9つの追加機能要件を特定いただいたところでございます。

4ページを御覧ください。こちらはフルローミング方式の説明でございます。自然災害などで携帯電話基地局などが使用できなくなったけれども、コアネットワークは機能しているという場合に発動します。左枠のとおり、一般の通話、SMS、データ通信が可能となっておりますが、ただし、データ通信については、先ほどの②の観点、救済網へ過大な負荷を与えるものでないことという観点から、伝送速度を制限することなどが検討されているところでございます。また、右枠のとおり緊急通報が可能でありまして、また、緊急通報受理機関からの呼び返しも可能な方式となっております。

5ページ目を御覧ください。こちらが緊急通報のみ方式の御説明でございます。左側が認証あり、右側が認証なしとなります。いずれもコアネットワークが機能しない場合となりますが、左枠ではHSS、コアネットワークの左下になりますが、こちらが機能しており、真ん中の赤枠の緊急通報受理機関の右側に記載のとおり、電話番号を通知することが可能となっております。一方、右側はHSSもバツがついております。機能しないということで、認証ができないので電話番号が通知できず、その代わりにIMS I番号という加入者識別番号を通知する形となっております。

6ページを御覧ください。こちらが改正案の概要でございます。上側の1が端末設備、下にある2がネットワーク設備に関する内容となります。1の②から⑤は告示であ

りまして、今回の諮問対象外となっているところでございます。

順番に、1は、端末設備が具備すべき機能に係る規定の整備でございます。①から⑤までございまして、①が端末設備等規則、省令でございますが、こちらの改正で具備すべき機能を大きくくりで規定するものでございます。②の新設告示で、①の省令で大きくくりで規定された機能に関しまして、その詳細を規定するもの、また、③の告示改正で、①及び②で規定された機能の具備を求めない場合について規定するもの、また、④の告示改正で、LTEを用いるデータ通信端末が具備すべき機能を規定するもの、また、⑤の告示改正で、端末機器の試験方法を規定しております。

2は、ネットワーク設備についてでございますが、事業用電気通信設備規則——こちらでも省令になりますが——を改正しまして、技術的にやむを得ない制約による挙動を許容するという内容となっております。

一番下、施行予定としましては、本年10月1日を希望しておりまして、また、一部規定については、施行から2年の経過措置を規定するものとなっております。

次のページから、それぞれについてより詳しく御説明いたします。

7ページを御覧ください。こちらは、端末設備等規則の改正でございます。本規則に第32条の24の2を新設しまして、端末設備に求める機能を規定しております。新設する条文は下の枠のとおりとなっております。第1号から第5号を設けまして、枠の右側に矢印がございますけれども、#1から#9までの各機能、9つの機能を大きくくりで規定しているものとなっております。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらが、端末設備に関する省令と告示の全体像を示しております。端末設備については、①から④までの省令と告示を改正・制定することによりまして、各端末が具備すべき機能、経過措置、適用除外について規定しております。スマートフォン等のVoLTE端末においては、音声・データともに令和7年10月から適用ということで、下の表の左の列に「下記以外」とありますけれども、こちらの真ん中の灰色の列がVoLTEでございまして、こちらは10月1日から適用となっております。

その右側の紫の列がデータ端末となりますが、VoLTEと一体の端末、つまりスマホ等ということになりますが、こちらについても10月1日からの適用となっております。また同様に、国際ローミング機能を有するようなモバイルルーターにつきましても、10月1日から適用となっております。

その右側に黄色い枠で経過措置とございますけれども、それ以外のI o T端末等については、情通審のパブコメにおきまして、1年程度の猶予が望ましいというような御意見があったことなどを踏まえまして、2年間の経過措置を設けているところでございます。

一番左の列に戻りまして、「下記以外」の下に4つの類型がございますが、これらについても経過措置、または適用除外となっております。1つ目の「特に認められた端末」でございますが、こちらは、例えば議論がありましたウォッチ型端末などを想定しておりまして、総務大臣が特に認める場合は、2年間適用しないこととなっております。

2つ目の「特定事業者の特定周波数のみで動作する端末」につきましては、非常時ローミングしようにもローミング先の周波数がないということで、そういった場合は適用除外としております。

3つ目の「LTEを使用しない端末」につきましては、今回の非常時ローミングの対象はLTEのみを対象としておりますところ、真ん中の灰色の列が5Gを含むものとなっておりますので、それを適用除外とするものとなっております。

4つ目の「発信機能を有さない端末」につきましては、着信のみであっても非常時ローミングの対象とはなりますけれども、※6に記載させていただいておりますとおり、発信に係る一部の機能については適用除外とするものとなっております。

続きまして、9ページを御覧ください。こちらがネットワーク設備のほうですが、事業用電気通信設備規則の省令の改正でございます。本規則の第35条の20を改正しまして、電気通信番号や位置情報、呼び返しなどにつきまして、技術的にやむを得ない制約による挙動を許容するための改正となっております。

次の10ページとその次の11ページは関係条文ですので、こちらの御説明は省略させていただきます。

最後でございますが、こちら、12ページを御覧いただければと存じます。今後のスケジュール案でございます。本日、省令案を諮問させていただきまして、御了解が得られましたら、関係告示と併せまして、総務省にて明日から意見募集を実施させていただきまして、本年3月以降に答申をいただければ大変ありがたいと考えております。答申をいただければ、速やかに公布してまいりたいと考えております。

次のページからは、情通審一部答申の概要抜粋でございますので、御説明は省略させ

ていただきたいと存じます。

総務省からの御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 藤井でございます。本件は、情通審の審議から関わらせていただいて、いろんな意見をいただきながらつくっていったところが、今回法制化されるものと考えています。

それで、今回、法制化されて実際の実施に動くところかと思いますが、この8ページの表のところにもありましたが、端末の除外があったり、古い端末は対応できないとか、いろいろなパターンが今回生じるものと思います。このあたりをしっかりユーザーの方に伝えていただかないと、何かあったときに、当該端末が別のオペレーターで使えるのかどうか分からず、混乱してしまうようなことがないようにするためには、どの端末がどう対応しているかというところの通知が重要だと思います。その周知については、事業者の皆さんとも協力しながら、しっかり努めていただければと思っているところでございます。

私のコメントは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかの委員さんからも質問の御希望をいただいていますので、順番にまずお話を伺いたいと思います。

それでは、次は大谷部会長代理、お願いいたします。

○大谷部会長代理 御説明、どうもありがとうございました。これが実現するということは、大きな一歩ではないかと考えております。

教えていただきたいことが2点ございまして、1つは、やはりこれだけのローミングを実施するということになりますと、いざというときにそれが十分にワークするのかといったことについては、様々なテストであるとか、複数の事業者を巻き込んだ実証実験的なものを実施したり、あるいは、利用者に対してその利用状況について認識していただく、先ほども御意見が出ていた、自分の端末が使えるのかどうかといったことの確認なども含めたテストが必要になってくると思っております。それについての今後の計画

などについてお聞かせいただきたいというのが1点でございます。

それから、もう1点としまして、LTEで多くの場所がカバーされていると思いますが、5G以降の利用をしたいといったときに、何がその阻害事由になるのか、つまり制度的な阻害事由ではなくて、あくまでも技術的、あるいは端末側というよりは、事業者側での対応の重さなどが阻害要因だと思いますけれども、こういった順番でこの問題に対応していくことが望まれるのかといったことについて、事務局のお考えを聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、森委員からお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。私は感想めいたことでありますけれども、大谷さんからもありましたが、これはやはり非常に大きな制度改正ですし、非常にインパクトもあります。事業者さんにもインパクトがありますが、何よりユーザーに対して大きな利便性を提供するものだと思います。何か技術の革新、イノベーションがユーザーに非常にいい利便性を与える大きな一つの見本みたいなものだと思いますし、これだけの大変なことであるにもかかわらず、先ほど、どこかに過去の検討スケジュールをお示しいただきましたけれども、第1次報告書、第2次報告書、非常に期間が短い中でいろいろ取りまとめもされて、今回、法制度改正してローンチするということだと思いますので、そういう意味では、やったほうがいいことはすぐやるということで、本当に迅速に検討していただいて、それを導入することができたということですので、それによってユーザーの受ける利便性というのは非常に高くなると思いますので、そういう意味では、藤井先生をはじめとして、今回の検討をしていただいた先生方と、それと、もちろん総務省でかなりハードワークだったと思いますけれども、お進めいただいたのはすばらしいことだったと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、三友委員、お願いいたします。

○三友委員 よろしいでしょうか。三友でございます。先ほど藤井委員から広報の必要性というのが指摘されたところですが、私も、この制度そのものについてはとてもすばらしいと思うんですけれども、フルローミング方式と、それから、緊急通報のみの方式という2つの方式があるということで、実際に災害が起こったときにどっちにな

るかというのは、災害の状況といいますか、障害の状況によって変わるということだと思います。発災時に、利用者に、あるいは、消防あるいは警察等においても混乱が生じないように、事前の理解を深めていただくよう、周知・広報には、ぜひこういった点も含めてお願いできればと思います。

私からの意見は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省のほうからお答えを4方についてお願いしたいと思います。

○柴田電気通信技術システム課企画官 総務省の電気通信技術システム課の柴田でございます。御質問をいただき、ありがとうございます。

まず、藤井先生、大谷先生、三友先生にいただきました周知・広報の観点でございますけれども、今般、端末設備の技術基準などを先行的に情報通信審議会で議論させていただきまして、このように制度整備を行い、端末の製造を進めていただきたいという形で行ってまいりましたけれども、今後は、令和7年度末頃のローミングの導入に向けて、利用者に向けての周知・広報をどのようにしていくかということが大事となると考えております。

その際、どの端末でローミングができるのかといったことについては、携帯電話事業者などにも御協力いただいて、周知いただくことも大事だと思いますし、ローミングのときの動作についても周知していくことが大切だと考えております。

三友先生にご指摘いただいたフルローミング方式、緊急通報のみ方式だとどうなるのかといったところでございますけれども、フルローミング方式のときは、対応機種を持つ利用者であれば、契約している携帯電話事業者に対して圏外となっているときに、自動的に救済事業者のほうに切り替えられて、携帯電話の映像面のアンテナピクトのところにJPN-ROAM何々といったいずれかの表示がなされることで認識することができるということ、緊急通報のみ方式でございましたら、利用するために設定変更、すなわち接続するネットワークの手動切替えが必要となるということを想定しているものでございます。

今のような説明を丁寧にしていくことによって、利用者の皆様がどの方式が発動されているかが確認できるようにしていかなければならないということで、サービス開始に向けて混乱が生じないよう、丁寧な説明、周知・広報が重要であり、その方法と内容について引き続き検討を進めていきたいというものでございます。

続きまして、このローミングの実施につきましては、今申し上げた周知・広報の検討だけではなく、実用化試験も進めていく予定でございまして、本年度の事業においては相互接続性の試験として、ラボ内のテストなどを進めているところでございますけれども、さらに来年度におきましては実用化試験として、平時にローミングの電波を発射するといった試験も検討しているところでございますので、それによって、利用者も含めてローミングのときの動作を認識していただくとともに、正しくワークするのかといったことを検証してまいります。また、その運用手順についても検討して、実際に適切であるかを試していくということを進めていきたいと考えております。

また、大谷先生からもう一つご質問をいただいております、LTEで実施するけれども5G以降ではどうなるのかという点でございますけれども、今般、令和7年度末頃の導入を目指して行っていくに当たって、現在音声通信で使われている4G、LTEに絞って、まず電気通信事業者間の相互の接続性など、あるいは端末との接続といったことに取り組んでいるところでございまして、今後は、5G以降ということに関しましては、音声サービスがどの形で行われていくかということも踏まえて、検討を進めていく必要があると考えております。

また、森先生からいただきましたように、このサービスはユーザーに利便性を提供するものであり、緊急通報が非常時でもなるべくつながるようにということで取り組んでまいりましたものでございます。電気通信事業者などの協力を得まして、今後も技術基準のほか周知・広報、実用化試験などを進めて導入までたどり着きたいというふうに、総務省としては考えているものでございます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。それでは、藤井先生、こちらのお答えでよろしゅうございますか。

○藤井委員 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、大谷先生、いかがでしょうか。

○大谷部会長代理 ありがとうございました。

○山下部会長 分かりました。

では、森先生、いかがでしょうか。

○森委員 結構です。ありがとうございました。

○山下部会長 分かりました。

三友先生、いかがでしょうか。

○三友委員 結構です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、追加の御質問、御意見などはございませんようですので、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間ですが、1月30日木曜日から2月28日金曜日までとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

○山下部会長 以上で、本日の審議は終了しました。

委員の皆様から、何か追加でございますでしょうか。

それでは、事務局から何かありますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。

次回の電気通信事業部会につきましては、また別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。

なお、本日は最終的に8名の委員の出席の下で審議を行いましたので、その旨も申し添えます。

事務局からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会